経済産業省と●●大学との間におけるサマースクール実施に関する覚書（案）

　経済産業省（以下「甲」という。）と●●大学（以下「乙」という。）は、別記「経済産業省インターンシップ実習生名簿」に記載されている乙の所属学生（以下「実習生」という。）が、甲において行うサマースクールに関して、下記のとおり覚書を締結する。

記

第１　サマースクール実施に係る基本的役割

甲は、別記記載の実習生を受け入れ、実習生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。

　乙は、実習生に対し、経済産業省インターンシップ実施要領（平成１７年５月９日１７秘研第３１号）及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

第２　実習時間、実習に係る費用負担及び事故への対応等

1. 実習時間は、原則として午前９時３０分から午後６時１５分までとする。ただし、実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができる。
2. 甲は、実習生の実習のために要する費用（交通費、手当、食費等）の一切を負担しない。
3. 実習生が関係者に損害を与えた場合は、実習生がその責を負う。乙は、実習期間中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、実習生を、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険（これに相当する保険を含む）に加入させなければならない（ただし、対面形式での参加の場合に限る）。

第３　実習期間中における遵守事項等

1. 実習生は、実習に関して実習指導官の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉になるような行為を行ってはならない。
2. 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。実習生は、やむを得ず欠務する場合には、事前に実習指導官に申し出なければならない。
3. 実習生は、実習期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習指導官の指示に従わなければならない。実習期間終了後においても、同様とする。
4. 実習生は、実習期間の終了後、遅滞なく、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導官及び秘書課長に提出しなければならない。
5. 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に実習指導官又は秘書課長の承認を得なければならない。
6. 甲は、実習生が本覚書に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができる。この場合において、甲は、速やかに乙にその旨を通知する。

第４　誓約書の提出

　　　実習生は、実習に先立ち、甲に対して誓約書を提出する。

第５　個人情報の目的外使用の禁止

　　　甲は実習生の個人情報の管理については万全を期し、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、甲は実習生の個人情報を選考に関する基礎資料又はサマースクール研修運営以外の目的には使用しない。

第６　協議

　本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

　本覚書の締結を証するため、甲及び乙が記名の上それぞれ保管するものとする。

　２０２４年　　　月　　　日

経済産業省大臣官房秘書課長　名

大学　学長　●●